

以上でございます。

44番（中村すみ代君） 残念ながら、時間が1分を残すことになりました。

教科書問題、それから在外被爆者の援護法適用問題、被爆都市としての姿勢を内外にきちんと示していただきたいということを強く訴えたいと思います。

そして、3番目の質問の小泉新内閣の関係ですけれども、今、小泉新内閣が取り組んでいる財政構造改革は、本当に先ほど市長がおっしゃった部分と、私も共感できる部分が大いにあるわけですけれども、やはり地方切り捨て、住民生活、さらなる困難を強いるというような、やはり政策の中身が明らかになっていると思います。ぜひ、伊藤市長としても、長崎市の自治体財政あるいは住民の暮らしを守るという立場で敢然と国と対等に交渉していただきたいということを強く訴え、私の質問を終わります。

副議長（江口 健君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時13分 =

~~~~~  
= 再開 午後1時0分 =

議長（鳥居直記君） 休憩前に引き続き会議を開きます。40番重橋照久議員。

なお、同議員より、質問通告に「小中学校の危機管理について」を追加したい旨の申し出がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

〔重橋照久君登壇〕

40番（重橋照久君） 議長のお許しをいただきまして、学校現場における危機管理対策について、冒頭、質問をさせていただきます。

去る8日に発生をいたしました大阪府池田市における校内児童殺傷事件における被害者、さらに家族の皆様に対し、心からの哀悼の意を表し、また、お見舞いの意を表する次第であります。

そして、本事件を受け、県教委におきましては、全小学校、中学校に対し、安全確保のための指示を出しておりますが、本市教育委員会にあっては、本件について、どのような対処をされているのか、お伺いをいたします。

次に、過日の通告に基づき、順次、質問をいたします。

まず最初に、市町村合併についてお伺いをいた

します。

21世紀は地方分権の時代と言われております。長崎縣市町村合併推進要綱にありましては、合併は市町村の行財政基盤を強化し、効率的な行政体制を整備確立し、その行政能力を高めるために早急に進めなければならない重要な課題であり、その有効かつ適切な方策であるとしております。しかしながら、市町村合併は、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼすものであることから、市町村及び住民が自主的に判断すべきものであるとも記してあるのであります。

あわせて、将来的課題としてではなく、行政、議会、住民が一体となって早急に検討すべき重要な事柄であるとして、その早期具体化を促しているのであります。

過去、長崎市にあっては、茂木、三重、時津の一部、東長崎等多くの合併実績があるわけですが、それらの経過の中で幾多の問題点をクリアして、幹線道路等の社会基盤の整備、下水道等の生活環境の整備、福祉・教育施設の整備、消防・防災等住民生活に直結した行政サービスを提供しているのであります。

今日、私どもの生活圈や経済活動は、道路網の整備や交通機関の発達により広域的な広がりを見せており、本市周辺自治体から昼間において通勤通学で本市に来られる方々は増加の一途であり、もはや日常生活圏は行政区域をはるかに越えた現状にあります。

今日段階にあって、その現況を見ると、何ら違和感を持つことなく、市町村合併がなされる可能性は非常に大きいのではないかと私は思惟いたしております。

県から示された1市5町案、つまり長崎市及び三和、野母崎、香焼、伊王島、高島の5町合併にあっては、長崎市の一部を含んでの半島振興法による整備は着々と進捗をいたしており、香焼・伊王島の架橋は目前であり、香焼の造船所は、まさに長崎市の基幹産業であります。

長崎半島の自然環境は、過去にあっては将来にあっては、長崎市民にとって貴重な財産であると言っても過言ではありません。数年前から、長崎市南部地区から選出されました数名の議員の方々は南部議員連盟を組織され、なおかつ正確な名称かどうかは定かではありませんが、「長崎半

島浪漫会」なる会を設立、関係5町の行政責任者との交流融和を図り、半島振興のための研究をされ、地道な努力を積み重ねておられます。まさに、時期を得た政治活動であるとの評価をするものであります。

過去にあって、長崎半島の将来について語った方は多くあったと思います。その中にあって、特に私が印象深く受けとめておりますのは、議会人としても、私たちの大先輩にあたる村木覚一氏の構想であります。長崎半島約6,000万坪を果樹園芸、住宅、工場、倉庫地帯、養魚場、自然動物園、ゴルフ場、市街地等具体的な形で示され、しかも、区画整理方式を考えておられた。後ほど時間があれば申し上げますが、今日にあって、構想の一部が現実のものとなっておる様相を見ると、しかも、昭和30年代から40年代にあってその構想を練られたことは、まさに炯眼に値するものであったと評価するものであります。そして、30有余年が経過した今日、いよいよ国の施策、行政主導により合併が具体的な形でその緒についたわけであります。

そこで、長崎市において、それぞれの行政能力、はたまた地方交付税等の問題提起がなされる中で、どのような思案を持って臨まれるのか、合併特例法の期限である平成17年3月までに結果を出したいという強い意欲を持って臨まれるべきであると思いますが、いかがお考えでありませうか。早期合併実現を望む立場の者として、お伺いをいたすところであります。

あわせて、この際、一般的な意味での合併によるメリット・デメリットについてもお示しをいただきたい。

また、長崎北部の時津町、長与町との合併についても、1市10町の合併案もあることでありますので、市長において考えがあれば、お示しをいただきたいと思っております。

次に、本市の平和教育のあり方について質問をいたします。

平和教育に言及をいたす前に、私自身の思想信条を伴うスタンスを例を挙げて申し上げておきますが、国体の維持は、財政・国防・教育の3本の柱により成り立っておるという認識を持っております。小泉総理における日本国憲法の見直し発言については、遅きに失した感を否めません。第1

条においては、主権在民を規定しながら、憲法はいまだ国民の手によってつくられた形になっておりません。第9条は、戦争放棄と軍隊を持たないことを明記しておりますが、実態としては、軍隊でありつつ、法律上では非軍隊として自衛隊の存在があり、また、国内にあっては米軍隊が駐留しているという現状は、21世紀の国際社会の中にあっても非常に大きな矛盾があると思っております。国の守り、国防の充実、国の平和を維持するため急務のこととしてとらえるべきであると思っております。

靖国神社参拝につきましては、いかなる理由であれ、国の犠牲となられた先人については、諸外国同様、心からの感謝と畏敬の念を持って対応すべきであるとの認識を持っております。

憲法の改正は、ともすれば戦前の思想に戻り、軍隊の認知により近隣諸国に脅威を与え、近隣友好関係を瓦解に導くものとする考えではなく、あくまでも戦後の矛盾点を整理して、国際社会に真摯な姿で臨むべきであると思っております。

これらのことを踏まえて、平和教育のあり方についてお伺いをいたします。

本市は、広島市と並び、世界で唯一の被爆都市であります。間もなく56回目の夏を迎えようとしておりますが、半世紀の歳月は余りにも遠い過去のこととして、被爆の実相を押し包もうとしております。多くの被爆者がこの世を去り、一番若い被爆者で56歳、社会においては間もなく定年を迎えようという年齢になりました。25年を一代とするならば、被爆から三代目にかかるようになっております。戦中戦後、間もなく生まれた世代は、戦後の実相を何がしか体験いたしております。これらの世代は、長崎に戦後を生きた者の責務として、次世代に被爆の実相、平和希求のあり方というものを伝えていかなければならないと思っております。

三代目、約75年で戦争に対する認識は全く変化して、非常に好戦的になると歴史家は言っております。つまり、戦争の痛ましさを、悲惨さを、また虚しさを忘れ、戦争侵略を国の繁栄、自己中心的な平和に結びつけて考えると言うわけであります。

今日、教育界にあって指導的立場にある大半の人は戦中戦後世代であると思っております。今こそ、次代を担う児童生徒に戦争の悲惨さと原爆の実相を

伝える最後の時であると思われま

す。今日、従前の「平和に関する教育の基本三原則」から「平和教育の基本三原則」として改められ、被爆都市としての特殊性を積極的に生かすことに意を用いながら被爆体験を継承し、平和の大切さを発信できる児童生徒の育成に努めるとしてありますが、総合的学習の時間の中で、具体的に体系づけられた平和学習がなされているのか、甚だ疑問であります。

新しい三原則の総括文に示された公正中立な学校教育の立場において、児童生徒の発達段階に即した等身大の学習活動としての取り組みが積み上げられることが大切であるとも明示してありますが、義務教育期間内であって、各学年ごとの平和学習指標、具体的教育内容は示されておるのであるでしょうか。総合的な学習の時間の学習対象の10項目の中に埋没してしまう嫌いはないのか、危惧するものであります。

この際、平和学習部門を独立させ、例えば「長崎平和学」として、各学年ごとに体系的、具体的に確立させ、被爆都市独自の平和学習を行い、よって平和の大切さを発信できる児童生徒の育成に努められてはいかがでありますでしょうか。

被爆市民の代表として、過去6年間にわたり、世界に、また、国内において努力してこられた市長に、あえてお伺いするものであります。

次に、諏訪の森地区環境整備についてお伺いいたします。

平成11年12月、長崎県政策創造会議「諏訪の森部会」から諏訪の森再整備構想が示され、本県有数の歴史文化を誇る当地区を文化の香り高い魅力ある空間としての活用、さらに新たな観光拠点とするため、県市において鋭意努力をされていることに敬意を表し、その早期進捗に心から期待するものであります。

私は、今日の中心的整備対象については言及を避け、周辺に目を向け、4点にわたり質問をいたします。

第1に、諏訪の森の樹木群であります。諏訪神社地内から市が管理する長崎公園地内に至るまでの樹木群は、年輪を経たクスノキ約250本を中心に、さまざまな樹木が群生し、400年にわたる諏訪神社の歴史と相まって絶妙のバランスを醸し出し、市民の心のよりどころとなる緑の森を形成

いたしております。市街地中心部に残された貴重な緑地であり、景観上、また風致上、後世に長く残すべき財産であると思えます。

過日、テレビ報道等にもありましたように、一部においては、古木なるがゆえの樹勢劣化等も見受けられるようであります。早期の保護、手だてが必要と思われま

すが、今後、当該樹木群を天然記念物、文化財として指定し、市として積極的に保護していく考えはないか、お示しをいただきたい。

第2に、立山防空壕（長崎県防空本部跡）につき、質問をいたします。立山1丁目、長崎公園地下にある防空壕は、昭和20年3月に完成、横穴でほぼ並行に4本が掘られ、奥行き15.67メートル、間口約3メートル、奥にある参謀室、通信室等は135平方メートルからの広さがあり、自家発電装置等を備えた北側の壕は130平方メートルを

超す広さとなっております。8月9日の朝、広島に落とされた新型爆弾の対応策を協議するため、県知事、警察部長、今と言う県警本部長等、県、市、警察のトップが集まっており、そのとき、永野県知事は、市民総避難命令を決意していたとも言われております。会議が始まり知事が話を切り出そうとした矢先、浦上上空で原爆が炸裂したとの記録があります。

マスコミは同盟通信社が配置されており、全国の新聞社及び放送局に無線機によりそのニュースを打電し続けた等も

あります。防空壕は今、表を閉じられ、県の管理下に置かれておりますが、戦争遺構、また原爆に関連する遺構として整備保存を期待するものであります。国、県との連携の上、どのような方策を講じられるおつもりか、用意があれば説明をいただきたい。

第3に、勝山町遺跡の取り扱いであります。7日の同僚議員の質問に対して、サン・ドミンゴ教会遺構については、現地保存をしながら桜町小学校建設を進めたいとの意向が示されております。1569年から1619年の間、長崎にあっては16カ所の教会があり、それぞれが信仰の場として栄えておったことと思惟されますが、今日、400年ぶりに発掘されたサン・ドミンゴ教会遺構は、非常に貴重な遺構として高く評価をされておりますが、保存のあり方によっては、ほとんど今後見るもの

もなく、ただ、表に見えるものは石と泥のみで、見るに値しない様子になってしまうのではないかと危惧を持つものであります。全体遺構の完全調査を行った上で、慎重な協議の上、結論を出してもらいたいと思っております。

第4に、周辺道路の整備についてであります。勝山小跡地の横を通り、諏訪の森整備予定地に至る間の道路につきましては、拡幅の上、整備をし、現在、ユースホテル地内まで車両を誘導することになるかと思っておりますが、将来にあっては、必ずや車両の飽和状態になり、不便を来すことが想定をされます。

平成11年12月に示された諏訪の森再整備構想提言書にありましては、駐車場についてユースホテル敷地の地上及び地下の活用、さらには長崎公園丸馬場地下の活用案も提言されております。県市にあっては、国道34号から日銀長崎支店に向かう道路、現在幅員13メートルをさらに西側に拡幅し、日銀敷地の一部を含め、長崎公園に向かう通路と直結させる方法も検討に値すると思っておりますが、担当部の所見をお伺いしたい。

質問項目3のふれあいセンター運営のあり方についてであります。現在、本市において10カ所を数えるふれあいセンターは、地域住民、ひいては市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、住民の連帯意識の高揚の資するためとの設置目標を掲げ、まさに地域活動の拠点として、その役割を果たしているわけであり、最初のセンターができて14年、行政の努力により、現在11館目が建設途上にありますが、地域に委ねられたセンターの運営は決して容易なものではありません。同僚議員の方々の中にも多数、ふれあいセンターの運営に携わっている方がおられますが、個々にあって格差はあっても、同様の思いをしておられることと存じます。

市に対する要望の多くは、ふれあいセンター連絡協議会の機関に委ねることとして、今日にあっては、所長と管理人のあり方についてのみ質問をいたします。

運営委員会により推薦し、市から委嘱された所長、運営委員会の雇いとなる管理人、所長は、隔日の午後1時から5時までの半日勤務、管理人は、2人が1日交代で、1人週3日の勤務体制であります。センター運営の手引きによる所長の職務は、

施設の総括管理以下7項目、あわせて運営委員会に対するセンターの利用状況、問題点の報告義務、これらの対応をするに週3日の半日勤務の体制では職務の消化は不可能であります。週6日の勤務体制により管理人との連携を保ち、運営の円滑化を図るべきであると思っておりますが、いかがでありますでしょうか。

次に挙げております污水处理施設の効率的な整備の推進につきましては、過日、下水道事業の認可区域外における集落排水施設から合併処理浄化槽設置意向についての同僚の質問の折、基本的な考え方はお伺いをいたしておりますので、下水道認可区域内における合併処理浄化槽の活用につき、市においてどのように理解し、それを生かし、市民の利便に供する用意があるか、お伺いをいたしておきます。

最後に、いこいの里土地利用計画であります。これもまた、今議会、同僚議員からの質問がっておりますので、「長崎いこいの里」活性化等懇話会提言を確認する上で端的に質問をいたします。

管理道、遊歩道の設置は、他の整備に優先して行うべきであると思っておりますが、いかがでありますでしょうか。

一定規模開発案に示されたゾーン設置の中に、高齢者等のボランティア育成を兼ねた梅林の創設、市民研修の場としての陶芸・民芸の里建設のエリア等の設置を求めるものであります。具体的な答弁をお願いいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

＝(降壇)＝

議長(鳥居直記君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 重橋照久議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、市町村合併問題に対するご質問でございますが、長崎市における取り組み状況についてお答えをいたしたいと思っております。

市町村の合併に関する国の動向といたしましては、平成11年7月に地方分権一括法が成立した際には、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法も関連して改正をされまして、市町村合併をさらに積極的に推進するための行財政上の支援措置の拡充が図られることとなり、あわせて平成11年8月に当時の自治省事務次官から各都道

府県知事に対しまして、合併パターンを含む市町村の合併の推進についての要綱を作成するように通知が行われております。

この通知を受けまして長崎県では、昨年(平成12年)の8月に県内市町村の合併パターンを盛り込んだ、いわゆる重橋議員ご指摘の合併推進要綱を発表しております。

これらの一連の国、県における取り組みを念頭に置きまして、長崎市と西彼杵郡の10町で構成しております長崎地域広域市町村圏協議会では、平成12年度に合併問題に関する調査研究を行い、合併に伴う行財政面での効率化の予測や想定されるメリット・デメリットについて検討を行ったところであります。

この協議会におきましては、これらの検討結果を踏まえまして、平成13年度においては、合併問題に関する情報提供を積極的に行うことを主眼に置き、合併問題に関する説明会及びアンケートを各町が実施することとしておりますので、そのための準備を現在進めているところであります。

次に、市町村合併に伴うメリット・デメリットは、どのようなものが考えられるのかということですが、一般的な事例で申し上げさせていただきますと思います。

メリットでございますが、一つ、勤務地等に近い保育所に子どもを預けることができることや行政の窓口が増加することなどによる住民の利便性の向上が期待できること。一つ、小規模な市町村では対応できなかった保健・福祉サービスなどのサービスの高度化、多様化が図られること。一つ、類似の公共施設への重複する投資がなくなり、また、重点的な投資により道路などの基盤整備が推進される一方、管理部門の統合などで行財政の効率化ができること。一つ、広域的な視点に立った道路整備あるいは公共施設整備、土地利用などが図られ、まちづくりをより効果的に行えることなどが考えられます。

次に、デメリットでございますが、一つ、区域が拡大することで周辺部の発展が相対的に遅れてしまうおそれがあること。一つ、従来から町で実施されていた単独の行政サービスが受けられなくなるおそれがあること。一つ、議会議員の定数が減少することで地域の意見が届かなくなるおそれがあること。一つ、合併のパターンによっては住

民負担水準が現在よりも上がるおそれがあることなどが考えられると思います。

このように、市町村合併を具体的に進めようと思いたしますと、種々の課題が出てまいります。合併特例法に規定されております国、県の支援策を活用することや合併の是非を含めた協議の場となります合併協議会において、合併後の周辺部の地域振興策あるいは合併後の一体的なまちづくりに関する計画を十分に議論していく中で、これらの課題は解決されていくのではないかというふうに考えているところでございます。

なお、長崎地域の実情を踏まえ、市町村合併も視野に入れた広域的な連携の可能性を協議していくための場として、本年4月に開催しました広域市町村圏協議会の総会におきまして、オブザーバーの多良見町及び飯盛町を含む1市12町による長崎地域広域行政調査検討委員会を設置することが決定をされまして、7月には第1回目の委員会を開催することとなっております。

いずれにいたしましても、関係する自治体との十分な協議が必要な問題でありますので、これらの自治体の皆様方、そして住民、議会の皆様方と協議を進めながら、この問題に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、平和教育のあり方についてお答えをいたしたいと思います。

重橋議員ご指摘のとおり、私も次代を担う子どもたちに被爆体験を継承し、平和の大切さを伝えていくことは、被爆地長崎にとって大変重要であるとの認識を持っております。

長崎市といたしましては、これまでも8月9日に全国から長崎を訪れる青少年を一堂に会し、平和について語り合う青少年ピースフォーラム、あるいは長崎の小中学生を沖縄に派遣し、平和について学んでいただく少年平和と友情の翼などについて取り組んできたところであります。

被爆から56年を経ようとしております。被爆体験の風化が叫ばれる今日、子どもたちへ平和の大切さを伝えていく体系的な平和施策が求められていることから、被爆地として青少年の平和学習のあり方を総合的に見直すために、現在、ナガサキ平和学習プログラムの検討を始めたところであります。

青少年による意見交換会、有識者による検討委

員会あるいは市役所の関係各課若手の職員等によりますワーキングプロジェクト等を立ち上げまして、今後、検討委員会を中心に会合を繰り返しながら、ことしの10月を目途に具体的な提言をいただくことになっております。

今後は、検討委員会の提言を踏まえ、教育委員会とも十分な連携を図りながら体系的な平和教育の構築に努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、諏訪の森地区環境整備についてお答えをいたします。

諏訪の森地区につきましては、諏訪の森再整備構想の基本方針を昨年11月30日に、知事と一緒に合同記者発表の場で公表させていただいたところでございます。その内容でございますが、本構想の拠点施設といたしまして、(仮称)歴史文化博物館を県市一体となって整備をし、海外交流館を中心とした県及び長崎市の貴重な博物資料を一堂に展示するとともに、周辺の道路、駐車場などの整備、交通対策などの周辺環境についても県市が取り組むこととしております。

また、県立の美術館につきましては、県が新たに建設することといたしまして、その建設場所といたしまして、常盤・出島地区にある市有地と運河を挟んだ県有地を予定しております。

この基本方針に基づきまして、長崎県・長崎市都市づくり連絡会議を中心に、県市一体となって諏訪の森再整備構想を推進しているところでございますが、議員ご指摘のように、諏訪の森地区を将来にわたって文化の香り高い魅力ある空間としてさらに価値を高めるために、また、長崎市の新たな観光拠点の一つとするためにも、(仮称)歴史文化博物館を拠点施設とする諏訪の森地区全体の環境整備を一体的に行っていく必要があると考えておりますので、今後とも県と十分協議・検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以下、重橋議員ご質問の4点についてお答えをいたしたいと思います。

まず、第1点目の諏訪の森樹木群の文化財指定についてでございますが、諏訪の森は、都市化の著しい長崎市の市街地中心部において残された希少な自然林であり、本市の環境基本計画においても「保護することが望ましい地域」となっており

ます。過去の調査によりますと、この森全体では、幹回り5メートル以上の大きなクスノキが約20本、幹回り3メートル以上のクスノキは約50本以上あり、そのほかにも幹回り3メートルを超えるムクなどの巨木も存在をしております。また、この諏訪の森には、先般発表いたしました長崎市レッドデータブックに記載されております希少な蝶でありますミカドアゲハや近ごろ都市部ではほとんど見られなくなったフクロウの一種でありますアオバズクの生息も確認されております。都市の中にあつてこれほど巨木が群生をし、数少なくなった生物が生息している森は、市民にとって貴重な財産であると私どもも認識しているところでございます。

このような中で、現在、この諏訪の森周辺におきましては、松森神社のクスノキ群として7本が所有者である松森神社からの申請を受けまして、昭和49年6月18日に長崎市の天然記念物に指定されており、その保護に努めているところであります。

諏訪の森樹木群を天然記念物に指定し保護していく考えはないかという重橋議員のご質問でございますが、諏訪の森といわれている区域は、現在、宗教法人諏訪神社、そして神社庁、財務省の所有地に分かれており、その中でも財務省の所管する約2.9ヘクタールの土地につきましては、長崎公園として長崎市が管理をしております。

今後、その指定に当たっては、土地等の所有者、管理者の承諾が必要となるということは言うまでもないことでありますが、この件につきましては、先般、諏訪神社からも指定についての同様の打診があつております。

したがいまして、これを受けまして、現在、樹木等について、内容、範囲等の調査を実施しているところですので、今後各所有者との調整を図りながら調査を進めてまいりたいと思います。

また、文化財審議会や県の意見を聞きながら、指定に向けて努力をしてみたいというふうに思いますので、ご了承をよろしくお願い申し上げます。

次に、第2点目の立山防空壕(旧長崎県防空本部)につきましてはでございますが、現在の長崎ユースホテル裏庭に面して、終戦間際に掘られたもので、4カ所の入り口を持ち、80人ほど収容

できる規模の工作物で、戦時中、空襲警報が発令されるたび知事らが駆けつけて本県の警備や救護の指揮に当たった場所です。このことから、長崎市原子爆弾被災資料協議会による調査等を行い、その結果、当時の社会的状況を顕著にあらわす建造物として長崎市被爆建造物等に登録をし、保存対象とする防空壕となっているところであります。ただ、この防空壕は国有地内にありまして、また、入り口に至る道路は県有地となっていることから、この整備につきましては、当然のことながら国、県とも協議をする必要があるかというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、第3点目の勝山町遺跡についてでございますが、この件につきましては、7日の本会議初日目に小林議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、長崎市といたしましては、長崎市文化財審議会委員の先生や文化庁、専門家等からもいろいろなお意見あるいはアドバイスをいただきながら、遺構の保存についてさまざまな角度から検討いたしました。

一方、重橋議員もご承知のように、小学校建設につきましては、中央3小学校の統廃合の際、関係者の皆様にあらゆる角度から議論をしていただき、苦渋の選択として統廃合に同意の結論を出していただいたという経緯もございますし、今日でも、地元におきましては、早期の学校建設を待望している状況でございます。

これらを総合的に検討いたしました結果、小学校と遺構の取り扱いにつきましては、現時点でサント・ドミンゴ教会のものと考えられる遺構は極力保存しながら、あわせて小学校も建設するという方針を固め、関係者との協議に入らせていただきたいと考えているところでございます。どうか、ご理解を賜りますように、よろしく願い申し上げます。

さらに、遺構と諏訪の森構想との連続性につきましては、長崎の開港当時の歴史を知る上で、お互いに相乗効果があるものと期待しております。そのために、遺構の顕在化やそこでの展示につきましては、今後、十分な研究を行い、より遺構の歴史性を際立たせるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、教会や代官所の復元につきましては、現

在のところ、復元するための当時の図面等の資料が残念ながら皆無でありますので、復元の可能性につきましては、現在の時点では非常に難しい状況にあるのではないかとというふうに考えているところでございます。

次に、第4点目の諏訪の森地区の周辺道路の整備についてお答えをいたします。

冒頭にも申し上げましたように、諏訪の森地区を将来にわたって文化の香り高い魅力ある空間としてさらに価値を高め、また、長崎市の新たな観光拠点の一つとするためには、大型バスあるいはマイカーなどの通行や交通安全に十分配慮した周辺道路及び駐車場などの整備を、大変難しいことではありますが、図っていく必要もあろうかと思っております。

今後とも、市道の道路拡幅を初め諏訪の森地区の周辺環境を含めた再整備につきまして、限られた空間面積をいかに有効活用するのかということもございしますが、県の方とも十分協議・検討してまいり所存でございます。

次の質問の污水处理施設の効率的な整備の推進についてお答えをいたします。

長崎市の市街化区域内の下水道整備につきましては、平成11年度に、これまで下水道認可事業区域外であった茂木地区や東長崎地区を編入したことから、全域が事業認可区域になっております。

また、市街化調整区域のうち、市街化区域に隣接する18地区につきましては、特定環境保全公共下水道の事業認可を取得いたしまして、下水道区域へ編入して整備の促進を図っているところでございます。

議員ご指摘の事業認可区域内における合併処理浄化槽の有効活用についてでございますが、下水道の事業認可区域にあって公共下水道の供用を告示した区域を除き、高台地区あるいは低地地区など、地形的要因からしばらくの間、整備が見込まれない地区におきまして、新築または改築時等に水洗化を希望される方々につきましては、合併処理浄化槽が設置できることとなっております。

したがいまして、長崎市におきましては、合併処理浄化槽の設置を希望される方を対象といたしまして、設置費にかかります市の単独補助制度及び改築時等の無利子融資制度を今年度より新設いたしております。

また、合併処理浄化槽は、短期間で設置が可能でありまして、市民の文化的・衛生的で快適な生活環境づくりが確保できるわけでありまして、

さらに、河川等の水質保全に寄与することもできますので、下水道事業認可区域内において、今後、下水道が整備されるまでの間は、合併処理浄化槽の設置により対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、いこいの里の土地利用の件でございますが、残されました180ヘクタールの土地利用の件でございますが、重橋議員を初めといたしまして25人、重橋議員さんは、たしか地元の連合自治会長という立場でご参加をいただいたと思っておりますが、25人の委員で組織をいたします「長崎いこいの里」活性化等懇話会のご意見を参考にいたしまして、昨年11月にゴルフ場の建設計画の中止を決定いたしております。

提言の内容でございますが、いこいの里一帯が豊かな自然を残す本市でも数少ない貴重な場所であることを背景に、「地球環境や循環型社会を視野に入れた幅広い年齢層が楽しめる健康的な利用を図る」ことを基本理念とする5項目にわたる施設計画の方向性が示されておりますが、各ゾーンの整備の基本的な考え方の中で、園内を適正に管理するための管理用道路の整備も盛り込まれた内容になっていることから、管理用道路の整備の必要性は、私どもも十分認識をいたしております。

議員ご指摘の市民が気軽に利用できるような施設計画についてでございますが、計画に当たりましては、まず、現在のあぐりの丘内で未利用になっている土地を有効に活用した施設計画の方法を研究する必要があるものというふうに考えております。

次に、あぐりの丘の街のゾーンに近接いたしまして、勾配が比較的緩やかな付近一帯につきましては、あぐりの丘と連携した形で活性化につながるような施設計画を検討したいと考えております。

議員ご提案の飯盛岳あるいは相川川上流方面への管理用道路の整備につきまして、ジョギングコースや散策路として活用することにつきましては、有効な活用方法であるものと思っておりますが、当該地域が野生生物の狩猟が可能な区域であることなどから、不特定多数の市民が利用するとなると、安全性の問題には、特にイノシシ等が出没

いたしますので、特に慎重に対処する必要があるために、専門家あるいは関係者の皆様方と十分に協議した上で整備計画を策定しなければならないのではないかというふうに考えております。

また、事業に伴う予算等につきましても、具体的な整備計画がまとまった時点で議会の方にもお諮りをさせていただきたいというふうに思います。

また、今後のいこいの里の整備計画を検討していく際には、利用者のご意見を幅広くお聞きをさせていただきながら、前から指摘がございました梅林の里あるいは陶芸に親しむ場などの整備につきましても、さまざまご提言がっております。多くの市民の方々の夢のあるゾーンでございますので、今後ともご意見を聞きながら、施設の整備計画を議会の皆さん方とともどもに検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いさせていただきます。本壇よりの答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。＝(降壇)＝  
教育長(梁瀬忠男君) 平和教育のあり方の学校における平和教育の点についてお答えいたします。

学校における平和教育につきましては、平和教育の基本三原則によりまして、具体的な指導の視点を明確にするとともに、全教育課程を通して継続的な指導を行っているところであります。その中で、「人と人との望ましい人間関係のあり方の理解」「社会生活についての正しい認識」などの平和に関する資質の育成の基盤として、児童生徒の心の安定を図る指導でございます。このことは、楽しい学校、楽しい学級づくりを中核として、児童生徒に自信を持たせたり、友達に対して思いやりを発揮させたりすることが重要になってまいります。

各教科や道徳などの指導内容と平和に関する資質との関連を配慮した、いわゆる間接的な指導でございます。

また、市教育委員会作成の学習指導計画の中に、平和の視点を明記し、具体的な関連を図っております。

また、高齢者や外国の方など多くの方々との交流の中で、戦争の悲惨さや平和の尊さを感じられるよう、総合的な学習の時間を中心に交流活動の推進に努めているところでございます。

続きまして、原爆や戦争を学習対象とする直接

的な指導でございます。これまでも社会科の歴史学習や国語科の物語等の教科指導、また、小学校第5学年を対象とした原爆資料館1日学習や被爆体験講話を通して、原爆や戦争の実相に直接触れ、平和希求の思いを深めさせるよう努めておるところでございます。また、学校行事や総合的な学習の時間においては、「平和」をテーマとして特色ある教育活動を展開しております。

本市が基本三原則で目指している平和に関する資質を育てるためには、児童生徒の発達段階に応じて、意図的・計画的に構想した系統的な学習活動を積み重ねていくことが大切であろうかと思っております。

本年度策定いたしました平和教育の基本三原則のもと、各学校が原爆被爆都市としての特殊性を生かした平和教育の推進がなされるよう、平和教育の全体計画を見直す中に、系統性を踏まえた指導計画の策定が行われるよう指導してまいります。

それとともに、新教育課程に基づく各学校の教育実践の実際と成果が見られた時点で、平和教育の学習展開事例を掲載した「平和教育指導資料」第18集を編集したいと考えております。その活用を通して、戦後、半世紀以上の時の経過の中で、風化させてはならない被爆体験の継承を確実に進め、平和の大切さを発信できる児童生徒の育成に努めていきたいと考えております。

次に、小中学校の危機管理についてのご質問でございますが、このたびの事件につきましては、余りにも痛ましく、決して許されない出来事だと思います。まずもって、被害に遭われた児童の皆さん、けがをされた方々に心からご冥福とお見舞いを申し上げたいと存じます。

子どもたちが楽しく安心して学べるはずの学校で、このような多数の児童、教員が犠牲となる事件が起きたことは、まことに残念でありまして、二度と繰り返してはならず、関係者が一致協力し、再発防止に努めたいと存じます。

このような中で、12年1月には、国の方からも「幼児、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」という緊急指導もまいっております。これは京都の事件を踏まえての対応でございます。したがって、私どもも、そこを踏まえまして、保護者やPTAを初め地域の関係者の方々とも連携を図りながら、児童生徒の安全確保に地域ぐる

みで学校も取り組んでいきたいと思っております。

このような中でありましたので、6月8日の事件発生後、すぐに各学校には緊急連絡網でその対応の指示もいたしました。そして、中学校につきましては、6月9日土曜日でございますが、中学校総合体育大会が行われておりまして、その中で校長先生にすぐ集まってお知らせいただきまして、その趣旨の徹底と再発防止を指示したところでもございます。そして本日、小学校の校長先生方には、4時から緊急にお集まりをいただきまして、さらなる対応についての周知徹底を図って安全対策に努めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

福祉保健部長(高谷洋一君) ふれあいセンターの運営のあり方についてお答えいたします。

ふれあいセンターは、市民の教養の向上、多世代交流、地域住民の連帯意識の高揚に資するため、昭和62年に小島地区ふれあいセンターを開設して以来、現在までに10カ所を整備しております。

各センターにおきましては、学習グループ活動、図書の閲覧や貸し出し、自治会や民生委員・児童委員の集会等、多くの地域住民の方々にも有効にご利用いただいております。平成12年度の1館当たりの平均延べ利用者数は2万7,000人となっております。

管理運営につきましては、地域住民の自主的活動を推進し、あわせて効率的な運営を図るため、地域の自治会、育成協議会等の団体の代表や利用者の代表の方々に構成する各地区の運営委員会に委託し、地域の実情や住民の要望に沿った運営を行っていただいております。

職員の体制につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。

議員ご質問の現在の管理運営の体制で、ふれあいセンターの有効利用、適正な管理運営ができるかということですが、地区の運営委員会による自主的運営をしていただく中で、これまでの利用目的・実績等から、地域に密着した施設として地域住民の方々にも定着しており、施設の有効利用及び適正な管理運営が一定なされているものと認識しているところであります。しかしながら、少子・高齢化が進む中、高齢者の社会参加、生きがいづくり、生涯学習、多世代との交流の場としてのふれあいセンターの果たす役割は、今後ますます

まず重要となっていくことから、より有効な利用を図るため、今後とも運営委員会との連携を密にしながら効率的な運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

40番(重橋照久君) 非常に多岐にわたる質問でありましたけれども、それぞれに真摯に受けとめていただきまして答弁をしていただきましたことに、まず感謝をしたいと思っております。

最初の、冒頭に申し上げました危機管理の問題についてでございますけれども、昨日、一昨日と時間があったわけございまして、文書による送付等については、ファクス等を通じておやりになったことかと思っておりますし、県の教育委員会からも通達されたということでもありますから、重なることも必要ではないかと存じますけれども、やはりああいう現況の中で、適切な注意といいますが、緊急事態でございますから、やはり時間を置かずに対応していただく。きょう、あす、また校長等を集合していただいで会議をされるわけでありましょうから、ひとつ大いにその論議をしていただいで、安全の確保に努めていただきたいというふうに思います。

あわせて、先般でありましたか、浦上署管内の防犯協会から、警察も含めて、学校施設との間のインターネットを開設したいという要請がありました。私は、そういうものを、警察だから、教育の現場と警察が連携を取ってなどというのは、今日までは非常に否定的であったのかもしれない、教育現場にあってはね。しかしながら、今後はお互いが情報交換をして、こういうこともありますから、いわゆる災害に備えるということもしなくてはいけないのではないかなと思います。

そういったことで、浦上署管内のいわゆる防犯ネットワークという形ではなくて、よければこの際、市内においてのそういうネットの整備等をしていただければなと、これもまた要望をしておきたいと思っております。

それから、勝山町遺跡についての問題でございますけれども、やはり400年前の遺跡については、教会が十数箇所あって、その中でたった一つのものがあらわれたというわけですね。非常に貴重な遺跡であるという評価も大学の先生等はしております。そういったことを踏まえて、これはもし

3校統廃合の問題が、これは大変にご苦労されることもあろうかと思いますが、もしクリアされたとしたら、私の考えとしては、もしそういうことができるのであれば、将来、少子化ということもありますから、そういうことができれば、私は、教会と代官所を復元しまして、そしてまた、その一方には、木造図書館等のいい雰囲気のものを持ってくるというふうなことも可能なのかなと。

そして将来は、長崎市庁舎がどっかに移るでありましょうから、市庁舎の上を公園にする、下を大駐車場にして、そして、勝山小学校の跡地から諏訪の森にかけてを一大観光ゾーンということにもなりはしないのかなという思いも、私は持つておったわけでありまして、今日、なかなかそういうことは無理であるというならば、いわゆる学校の建設の段階において、一部遺跡は残すわけですね、そして表から見えるような形にされる。それはちょうど学校敷地の下のあたりにある。この前、仄聞するところによりますと、長さ40メートル、幅15メートルぐらいの間に空間をつくって、そして、そこに遺跡を保存して、その上に校舎を乗せていくというようなことを聞いたわけでありましてけれども、もしそれがあれば、その範囲内でも結構ですから、いわゆる教会の復元ということになりますと、非常にいろんな問題がありましようから、今日の技術をもってすれば、それに近い、400年前の建造物に近いようなものもできるかもしれない。そして、それを学校教育の一つの施設として活用をする、そしてまた、桜町小学校の特徴としていくというようなことも考えていいのではないかと思いますので、十分そこいらは慎重に審議をされて、もしよければ、そういうことも考えられて生かしていただければなというふうなことを思うわけでありまして。

そして、翻って、市長から答弁をいただきました市町村合併でございますけれども、メリット・デメリット、相互にあるわけでございますけれども、相互に足らざるところを補いながらの合併というようなことになろうかと思うわけでございますけれども、例えば具体的に言って、A町とB町に対しては、長崎市は非常にメリットがないと、CとDの町であれば非常にメリットがあるんだらうなと思いつつも、やはりA、B、C、D、E、F、Gぐらいまで、どうしても一緒にしてやって

いかなければならないという、なかなか難しいことがあると思いますけれども、私は、長崎半島の合併というものは、もうその合意というのは、その環境整備というのは、もうなされておるのではないか。雰囲気というのは醸成されておるのではなからうかというふうに思います。そういった中で、広域的な長崎市と長崎半島5町との交流、そして、連携というものをぜひぜひ仕上げさせていただきたいというふうに思うわけであります。

それと、平和教育のあり方についてでございますけれども、午前中、とかく問題になりましたけれども、「平和、平和では暮らしていけん」というような、そういう表現というものは、これはある一方ではあるのかもしれませんが、しかしながら、長崎市の首長ということであれば、被爆都市の市長ということであれば、まさに長崎市の看板でございますから、全力を尽くして、私は、国内に向け、世界に向け、そういった活動をしていただくべきであると思いますし、していただきたいというふうに思うわけであります。

多くの市民が支持をしておるわけでございますから、ぜひそういう気概を持って、今後、活動をしていただくことを望むものでございます。

平和教育のあり方については、学校現場にありましては、確かにいろんなカリキュラムを組んで総合的な学習ということの中で処理をしておられるようでありますけれども、教育長にお伺いをしますが、具体的に、長崎で学校の先生方等が知恵を絞って、「これとこれとこれは必ずや消化していかんといかん、そして、きっちり子どもたちに植えていくんだ」と、そういうふうな教育体制というものを組まなければいけないと思うんですね。ぜひそういうことでやっていただきたい。そこら辺の決意を教育長の立場で、よければ言っていただきたいし、市長からのそういう意味での答弁があれば、また要請をしたいと思います。

樹木群、立山防空壕、勝山周辺の道路につきましては、先ほど聞きましたので、鋭意ご努力をいただきたいというふうに思っております。

ふれあいセンター運営のあり方についての答弁でありますけれども、これは、私が言っているのは、具体的に言ってください、もしよければ検討をしてくださいと言っているわけですよ。そして、あなたたちが理解をしていると言いましたけれど

も、あなたたちの理解ではなくして、使っている者の代理として、私は言っているわけですから、こういう難しい問題があるんだよということを言っているわけですから、それを理解して、あなたが言ってくれないと。あなたの理解は、一つも私も現場には届きませんよ。今、これはお金のことが絡みますので、それだけ人件費もかかりますから、急には答弁はできないと思いますけれども、やはり将来にわたっては、3日間のうち半日所長が出てくるわけですよ。そして、管理人は毎日出てきておるわけですよ。地域の人と連帯を深めているわけですよ。

そういう中で、所長が行って座っておっても、ある意味では、何も理解できないし、何も地域のことは消化できないし、仕事も消化できない。非常に無責任な形の勤務体制になると思うんですよ。ですから、きちとした勤務体制の中で、ふれあいセンターの運営を管理人と力を合わせてやっていると、そういう体制を具体的な形でつくっていただきたいというお願いをしているわけです。これは私だけが言っているわけではない。10カ所のふれあいセンターの方々も言っておられる。これは今から一生懸命努力をして多くをつくっていただくという準備をしておられますですね。ですから、なおさらのこと言っているわけです。

それと、あわせてスタート時の運営というのは非常に難しゅうございますので、非常に社会主義等のわかった人を配置していただきたいというふうに思います。

いろいろと申し上げますけれども、いこいの里の利用については、今後、大いに、北部地区にああいう施設ができたということは非常にありがたいことでもありますけれども、なかなか経営上問題があるようでもありますから、もしかしたら市独自でやらんといかんというような状況もあるかもしれませんが、そこいらをにらんでの運営努力というものをさせていただければというふうに思います。

答弁を要求しました分についてのお答えをお願いいたします。

教育長(梁瀬忠男君) まず、平和教育のことについてお答えいたします。

被爆の特殊性から、私どもも大変継承していくことは大切であると、そういうことから基本三原

則を改訂させてもらいました。学校でも、少しわかりやすくなったと、しっかりやっけていこうというような機運もあります。

そういった中で、新しく学習指導要領も変わっておりまして、私どもも、さらに今年度、それから新しい14年度の学校の成果等を見極めながら、これがどう学校のカリキュラムの中に位置づけられるのか、基本的には、平和教育というのは、各教科、道徳、総合学習すべて含めての中でありますが、そういった中で、より継承等を含めて、平和教育の大切さを訴えるためにどうするかと十分研究させていただき、今後、対応していきたいと、そのように考えております。

それと、勝山の点でございますが、勝山の遺構につきましても、議員さんのご意見、ご指摘も私ども十分、いろんなご意見を賜る中で、先般、方針を示させていただいたことで対応していきたい。その中で、今後、あそこを展示活用して、もしそういうふうになりますと、展示活用していくのをどうするかというのは、まだ専門家の方の意見、

いろんなことを踏まえながら、今後、研究する部分があるかと思えます。

したがって、どういう形になるかは別にいたしまして、そのご意見も承りましたので、十分研究はさせていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

40番(重橋照久君) 時間がありませんから、平和教育については、総合的な形ではなくて、もう被爆一色にして、その体験、実相をコンパクトにまとめた中で集中的に指導をするというような教育方法もあろうかと思えますので、ご検討をいただきたいと思えます。

終わります。

議長(鳥居直記君) 本日の市政一般質問はこの程度にとどめ、明12日午前10時から本会議を開き市政一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

= 散会 午後2時2分 =

上記のとおり会議録を調製し署名する。

平成13年8月3日

議 長 鳥 居 直 記  
副 議 長 江 口 健  
署名議員 久 米 直  
署名議員 柴 田 朴